

学会誌投稿倫理規定

本学会は、以下の研究倫理規定を示す。学会誌投稿における論文作成において、会員は研究に携わる者として以下の倫理規定を遵守すること。

第1 総則

(目的)

日本世代間交流学会編集委員会は、世代間交流の研究に携わる会員の研究における知的誠実さを涵養し、研究の倫理的なあり方を示し、かつ研究過程 および結果の公表にまつわる紛争における解決のあり方を示すために、本規定を定める。

(遵守義務)

- 1.日本世代間交流学会会員(以下、会員)は、研究過程および結果の公表にあたって、良識と知的誠実さと倫理が要請されることを自覚し、本規定に則って行動しなければならない。
- 2.会員は、研究者として、常に最新の研究法に関する知見を探求し、使用しなければならない。
- 3.会員は、研究者として、常に最新の先行業績を探索し、自己の研究水準の向上に努めなければならない。

第2 規定内容

A 引用

- 1.研究は、先行業績の上に新たな知見を積み重ねることである。従って、先行業績の検討に際しては、自説と他説とを峻別することが重要であり、これを怠ると盗作もしくは剽窃として最も重大な倫理違反の一つとなることを強く自覚しなければならない。
- 2.他説の引用は厳格であるべきであり、既に古典となった場合を除き、原著者名・出版年・文献・出版社・引用箇所を明示しなければならない。
- 3.長文に渡る引用、図表の転載等の場合は、原則として、原出版社もしくは原著者からの承諾を得るべきである。

B 事例研究

- 1.事例および世代間交流実践の既存データを活用して研究する場合は、関係者を特定できないように匿名化して使用しなければならない。その際、事例に加工が加えられている場合はその旨を表示しなければならない。
- 2.関係者から実名公表の承諾を文書で得ている場合にはその旨が明示されなければならない。
- 3.事例を使用する場合、前もって関係者から文書で承諾を得ることを原則とする。

C 調査

- 1.調査を実施する際に、必要がある場合には、調査関係者・地域・団体等の匿名性が守らなければ

ならない。

2. 調査用紙(質問紙)の文言は、関係者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。

3. 調査結果を改竄してはならない。

4. 調査研究の過程では、その手続き過程が詳細に示されなければならない。

5. 調査用紙(質問紙)および結果データは開示要求に対応すべく、最低5年は保存されなければならない。

6. 他者が行った調査で使用された調査用紙(質問紙)の全部または一部を使用する場合には、その旨を明示しなければならない。

D 書評

1. 書評は、発刊された研究業績の評価を含むものであるから、評者は全文を読了した上で公正・客観的に批評しなければならない。

2. 書評は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。

3. 書評に対して、著者からの要求があった場合には、その反論が許されなければならない。

E 査読

1. 投稿された研究業績の査読を行う過程において、著者と査読者の双方の匿名性が保持されなければならない。

2. 査読は、投稿された研究業績の評価を含むものであるから、査読者は全文を読了した上で、公正・客観的に評価を行い、かつ指摘する内容が明確でなければならない。

3. 査読は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。

4. 査読結果に対して、著者から要求がある場合には、その反論が許されなければならない。

F 二重投稿・多重投稿

1. 論文の投稿あるいは公表については、二重(多重)に行ってはならない。

2. 投稿あるいは公表した論文を本学会において発表する場合は、内容の一部変更・追加などの箇所を明示しなければならない。

3. 一連の連続投稿をする場合には、前著と同一でない旨を明示しなければならない。

G 差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語

1. 研究業績を発表する場合に、研究目的を外れて社会的に不適切と考えられる用語を使用してはならない。ただし、引用文中の語についてはこの限りではないが、その旨を明示しなければならない。

2. 研究に携わる者は、差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語であるかに関して理解を深めなければならない。